

「宇都宮市の締結する契約からの暴力団員等排除に関する合意書」の締結に伴う、
通報報告体制の整備及び指名停止基準の見直しについて

本市が行う契約からの暴力団排除の徹底により、入札契約制度のより一層の公正性、
透明性の向上を図るため、本市所轄3警察署（宇都宮中央、東、南警察署）と「宇都宮
市の締結する契約からの暴力団員等排除に関する合意書」を締結（平成22年3月30日）
したところであります。

実効性を確保するため、下記により、契約請負者が不当介入を受けた際の警察への通
報及び市への報告を義務付けるとともに、義務を怠った場合の措置など指名停止基準の
見直しを行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 「宇都宮市の締結する契約からの暴力団員等排除に関する合意書」の概要

(1) 排除すべき内容

- ア 有資格者の役員等が暴力団員である場合
- イ 有資格者が不正利益のため暴力団員を利用している場合
- ウ 有資格者が暴力団員に対し資金提供を行っている場合
- エ 有資格者が暴力団員と社会的に非難されるべき関係（ ）を有している場合
社会的に非難されるべき関係とは、暴力団関係者が参加するパーティーや会合
への参加、冠婚葬祭等への参列、共同事業、事務所や自宅等へ出入りする関係。
- オ 有資格者が暴力団員と知りつつ不当に利用（ ）している場合（新設）
不当に利用とは、暴力団関係者に事業を請負わせている、労働者の供給又は派
遣を受けている、継続的な物品供給を受けていること。

(2) 不当介入を受けた場合の通報報告の義務化（新設）

- ア 公共事業等において、請負者が暴力団員等による不当介入を受けた場合の警
察への通報及び市への報告の義務付け
- イ 通報報告義務を怠った請負者に対しての指名停止の措置

(3) 建設工事以外の公共事業等からの暴力団排除の推進

- ア 業務委託
- イ 役務の提供
- ウ 物品、資材等に係る公共調達
- エ 公有財産の売却、貸付（新設）

(4) 支援協力体制の強化

- 「宇都宮市契約関係暴力団員等排除連絡会議」の設置（新設）

2. 不当介入があった場合の通報報告体制について

(1) 概要

「宇都宮市の締結する契約からの暴力団員等排除に関する合意書」第3項第1号の規定により、有資格者である請負者が契約の履行において、暴力団員等による不当介入を受けた場合、当該請負者に対し、警察への通報及び宇都宮市への報告を義務付け、これを怠った場合は指名停止の措置を講じるもの。

- ・ 不当介入を受けた際の通報報告体制（「別紙1」参照）

(2) 通報及び報告の方法

ア 所轄警察への通報

- ・ 不当介入があった場合は、その時点で速やかに介入を受けた現場を所轄する警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 宇都宮市への報告

- ・ 警察へ通報するとともに、その内容を速やかに市（発注担当課）へ報告すること。

3. 指名停止基準見直しの概要

(1) 「宇都宮市契約参加者指名停止基準」における措置要件の追加

ア 不当介入を受けた際の通報報告義務を怠ったとき

1か月以上9か月以内

イ 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき認められるとき

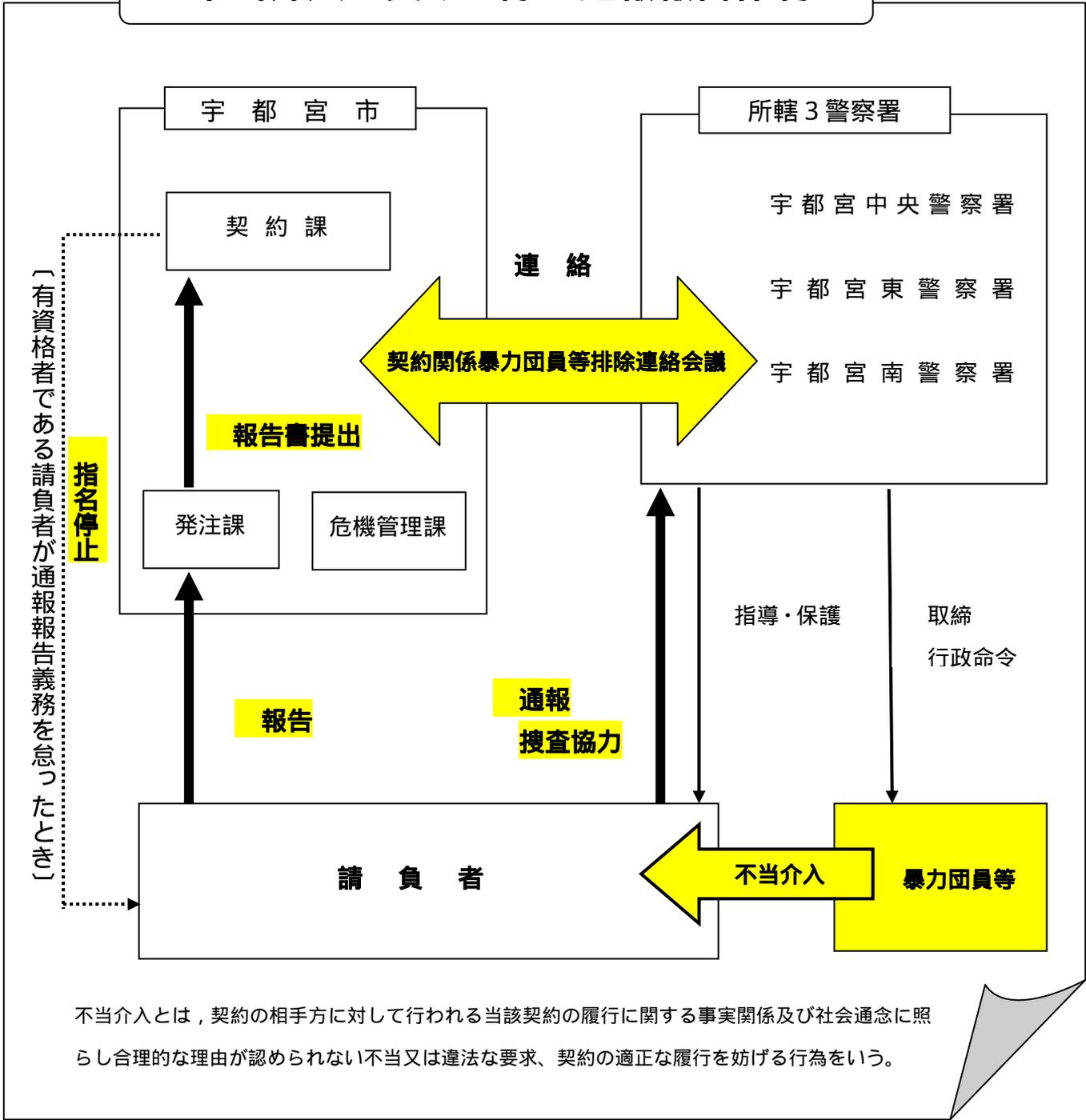
4か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間

指名停止基準の詳細については、「宇都宮市入札参加者指名停止措置基準（別表）」でご確認ください。

4. 適用

平成22年4月1日以降に公告または指名する案件から適用とする。

不当介入を受けた際の通報報告体制



宇都宮市契約関係暴力団員等排除連絡会議

設置目的：宇都宮市が締結する契約からの暴力団員等の排除に関し、相互に情報を交換するため及び具体的な事案に対処するための協議を目的とする。

構成：宇都宮市（契約課，危機管理課，当該契約の所管課）

所轄警察署（宇都宮中央警察署，宇都宮東警察署，宇都宮南警察署）